

平成30年度電波利用料の 事務の実施状況

(電波法第103条の3第3項の規定に基づき、電波利用料の事務の実施状況について公表するものです。)

【概要版】

- 本資料の詳細版は、総務省電波利用ホームページに掲載しています。
(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/enforcement/index.htm>)
- 支出状況や政策評価の詳細については、以下の資料も併せて御参照ください。
 - 平成30年度の事業に係る行政事業レビューシート
(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoushou31.html)
 - 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000641465.pdf)

令和2年1月
総務省

電波利用料制度の概要

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 （電波利用共益事務）

少なくとも
3年ごとの見直し

電波利用料の支払 （免許人による費用負担）

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

＜電波法第百三条の二第四項＞

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務

七 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）

八 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）

九 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十一 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十二の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助

十二の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備（放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除く。）のための補助金の交付

十二の五 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号において「基準日」という。）において設置されているイに掲げる衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。）の受信を目的とする受信設備（基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 基準日において行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの（実験等無線局を用いて行われるものを除く。）

ロ 基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

十三 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

平成30年度の電波利用共益事務に対する支出状況の概要

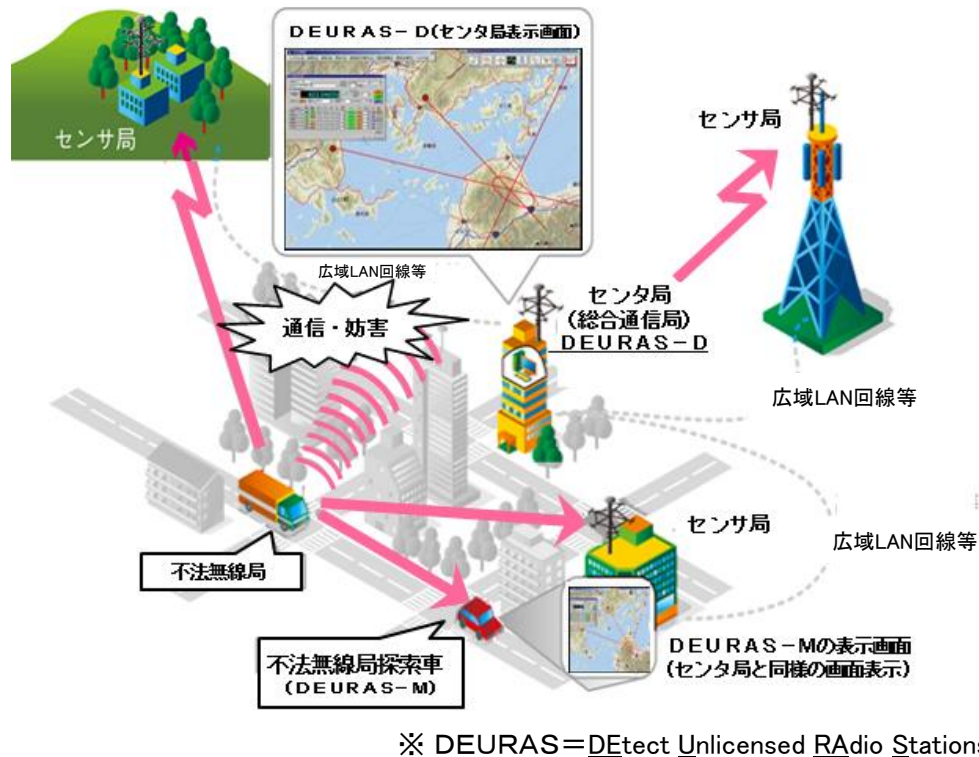
平成30年度における電波利用共益事務に対して、以下のとおり支出を行っております。

平成30年度支出額 504.5億円 (参考：翌年度繰越額：131.5億円)

1	電波監視	[74.1億円]	6	無線システム普及支援事業	[40.2億円]
2	無線局データベースの作成・管理	[103.6億円]		・携帯電話等エリア整備事業	
3	電波資源拡大のための研究開発等	[188.2億円]		・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	
	・電波資源拡大のための研究開発			・民放ラジオ難聴解消支援事業	
	・周波数ひっ迫対策のための技術試験事務			・衛星放送用受信環境整備事業	
	・無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務			・公衆無線LAN環境整備支援事業	
	・周波数の国際協調利用促進事業		7	電波遮へい対策事業	[43.2億円]
4	電波の安全性に関する調査及び評価技術	[8.9億円]	8	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	[2.0億円]
5	標準電波による無線局への高精度周波数の提供	[5.6億円]	9	IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成	[2.5億円]
			10	電波利用料制度に関する企画、立案等	[36.3億円]

1 電波監視の実施

免許を受けた無線局が適正に運用されないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等を防止し、電波利用環境を保護するために、平成5年度から電波利用料財源により電波監視を実施しています。また、平成22年度からは、重要無線通信妨害に係る申告受付の24時間対応体制を整備し、妨害の迅速な排除に取り組んでいます。



【センサ局】



【センタ局】



重要無線通信妨害の発生

申告

遠隔方位測定設備により 妨害源の推定

(複数の方位測定用センサ局を
総合通信局等で集中制御)

妨害源推定地へ出動

不法無線局探索車等による調査

妨害源の特定

妨害電波の発射停止を命令 (告発または行政処分等の措置)

平成30年度の混信・妨害申告は1,813件であり、このうち航空・海上無線、消防無線、携帯電話などの重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害は412件でした。

電波監視業務によりこれらの混信・妨害等の迅速な排除が図られ、電波利用環境が良好に維持されています。

1 電波監視の実施（無線通信に対する妨害排除を行った事例）

電気通信事業用無線への混信妨害

H30.4

北海道内において、携帯電話基地局への混信妨害が発生。オフィスで使用されていた「外国規格のワイヤレスヘッドセット」から発射された電波が原因であることを突き止めた。所有者に対して当該設備の使用を止めるよう指導し、混信妨害を解消した。



放送番組中継用無線への混信妨害

H30.5

大分県内において、放送番組中継用無線への混信妨害が発生。作業現場で使用されていた、「外国規格のトランシーバー」から発射される電波が原因であることを突き止めた。所有者に対して当該設備の使用を止めるよう指導し、混信妨害を解消した。



空港無線システムへの混信妨害

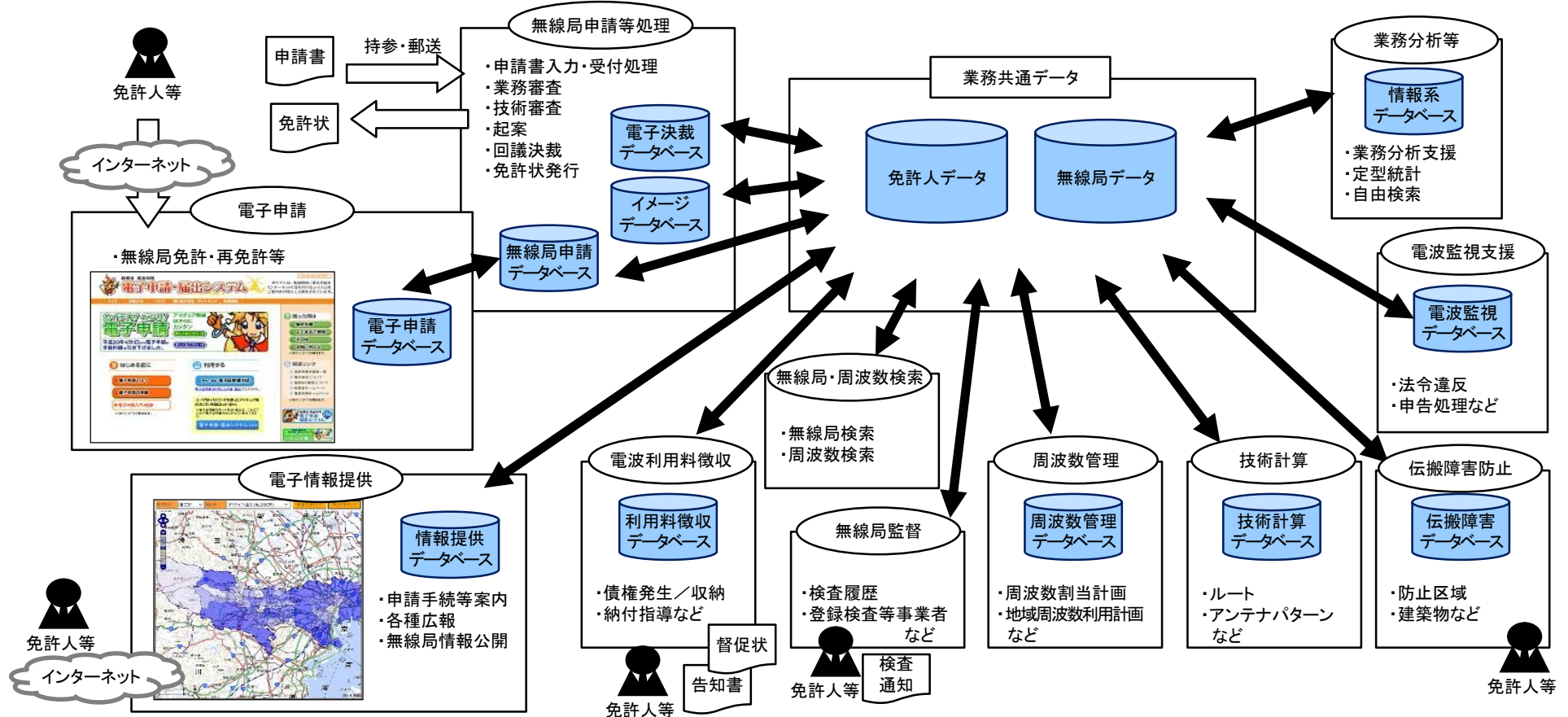
H31.1

東京都内において、空港無線システムへの混信妨害が発生。建設現場のクレーンに設置して使用されていた、許可を受けていない「ワイヤレスカメラ」から発射される電波が原因であることを突き止めた。所有者に対して当該設備の使用を止めるよう指導し、混信妨害を解消した。



2 総合無線局監理システムの構築・運用

無線局データベースの作成・管理業務の効率化、電波利用者への行政サービスの向上、電波行政施策の企画立案の支援を目的に、平成5年度から総合無線局監理システムを構築・運用しています。



- 総合無線局監理システムに格納している無線局データの総数は平成30年度末で約2億5千万局、平成30年度における無線局処理件数は約46万件であり、これらの迅速かつ効率的な処理に貢献しています。
- 周波数の割当状況等、一般情報提供として平成30年度において国民の皆様からのアクセス約2,100万件に対応しました。
- 電子申請・届出システムは、平成30年度において約18万件の免許申請・再免許申請等を受け付けており、電子申請率は71.1%です。

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発

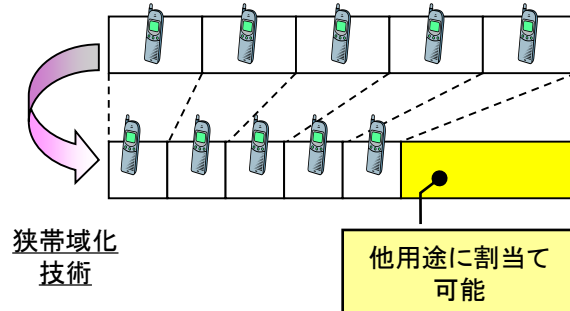
周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、平成17年度より電波資源拡大に資する研究開発を実施しています。

平成30年度は、56件の研究開発課題を実施しました。

研究開発の対象となる技術

周波数を効率的に利用する技術

現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術

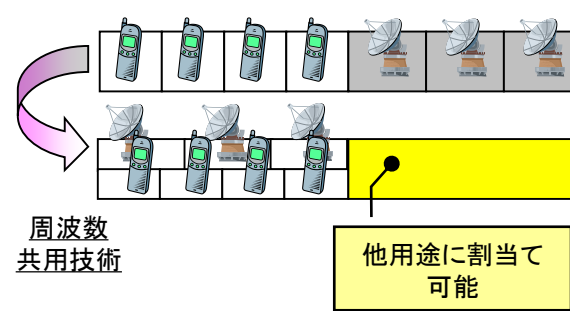


平成30年度の主な実施課題

第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発

周波数の共同利用を促進する技術

電波が稠密に使われている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術

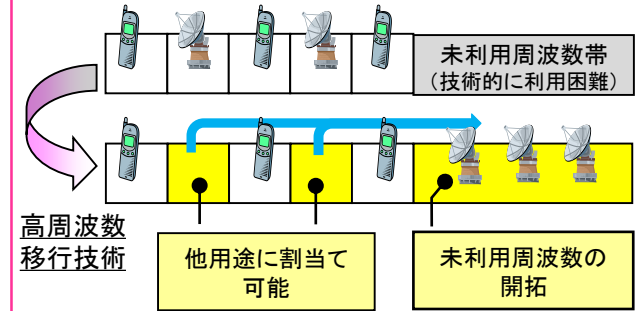


平成30年度の主な実施課題

90GHz帯協調制御型リニアセルレーダーシステムの研究開発

高い周波数への移行を促進する技術

6GHz以下の周波数のひっ迫状況を低減するため、比較的ひっ迫の程度が低い高マイクロ波帯やミリ波帯へ移行するための技術



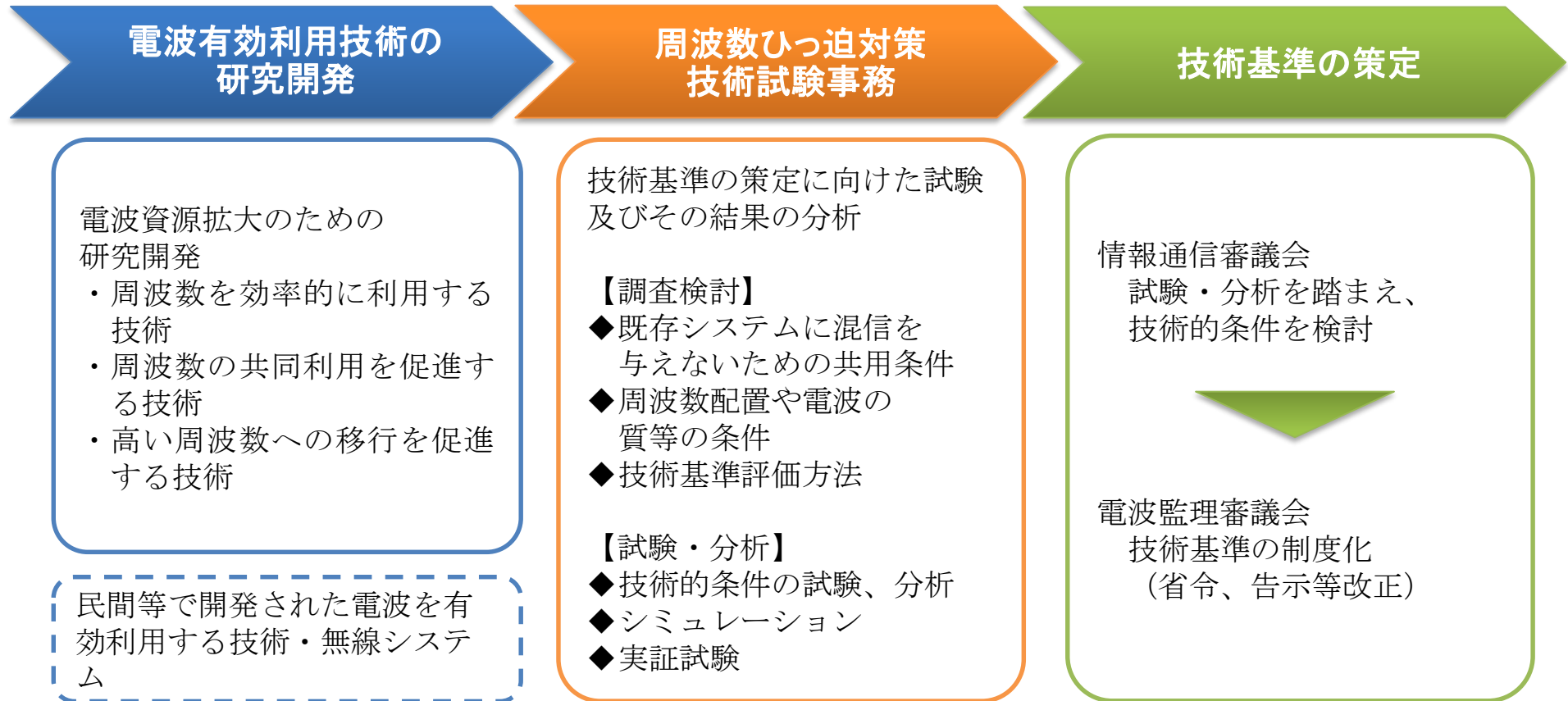
平成30年度の主な実施課題

ミリ波帯における大容量伝送を実現するOAMモード多重伝送技術の研究開発

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務

近年の無線局の急激な増加により、周波数がひっ迫するために生じる混信・ふくそうを解消又は軽減するため、電波の有効な利用を可能とする技術を早期に導入することが求められています。

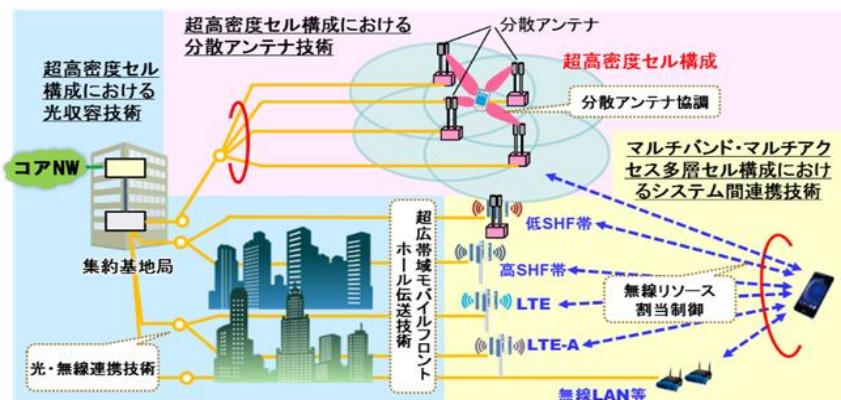
このため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的として技術試験事務を実施しています。



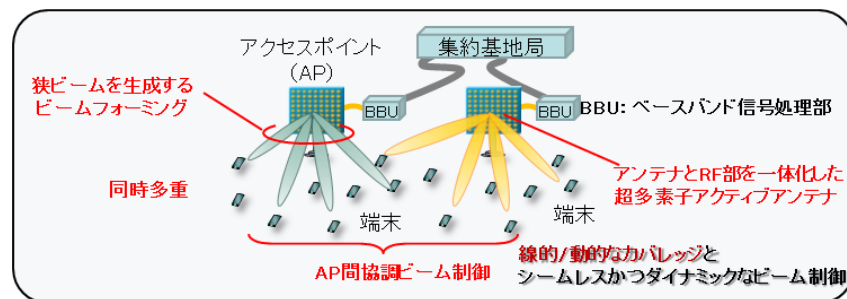
平成30年度は新規6件、継続10件の合計16件の技術試験事務を実施しました。
これにより、新たに7件の無線システム等の制度化が進められる予定です。

3 (1) これまでの成果事例(研究開発)

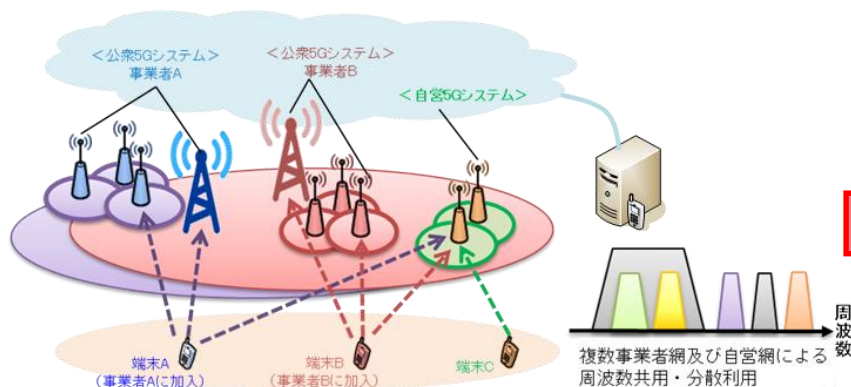
○ 第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発(実施期間:平成27年度～平成30年度)



- 低SHF帯(3GHz～6GHz)スモールセルを超高密度に配置し、単位面積あたりのシステム容量を大幅に向上する分散アンテナ技術、それらスモールセルの送信点を柔軟かつ効率的にネットワーク収容する光収容技術、マルチバンド・マルチアクセス多層セル構成において、最適な無線リソースを割り当てることが出来るようシステム間連携技術を確立。
- これら技術を活用することで、5Gの大容量化を実現することが可能となる。



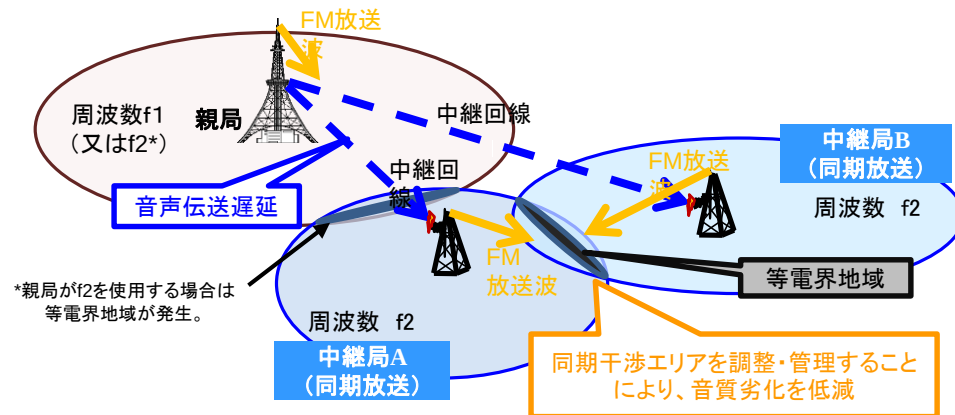
- 低SHF帯スモールセルにおいて、最大128素子の超多素子アンテナシステムを用いることで5.6Gbpsのシステムスループットを達成。
- 高SHF帯スモールセルにおいては、4096素子の超多素子アンテナシステムを用いて27Gbps以上のスループットを達成。



- 5Gで大幅に向上する無線性能を活かすためには、コアネットワーク側で具備すべき機能や周波数の利用法、マルチホップによるエリアの拡大方式等の研究開発を実施し、5G技術のより広範囲への適用が必要。
- 複数事業者網を活用し、異種網を活用する制御方式を実現。また、複数事業者網及び自営網における動的な周波数共用技術や、共用可能な周波数発見技術を確立。
- 局所的に発生する5G性能のニーズに即した、自営網を含む5Gシステムの導入や事業者間の協調が可能に。

3 (2) これまでの成果事例(技術試験事務)

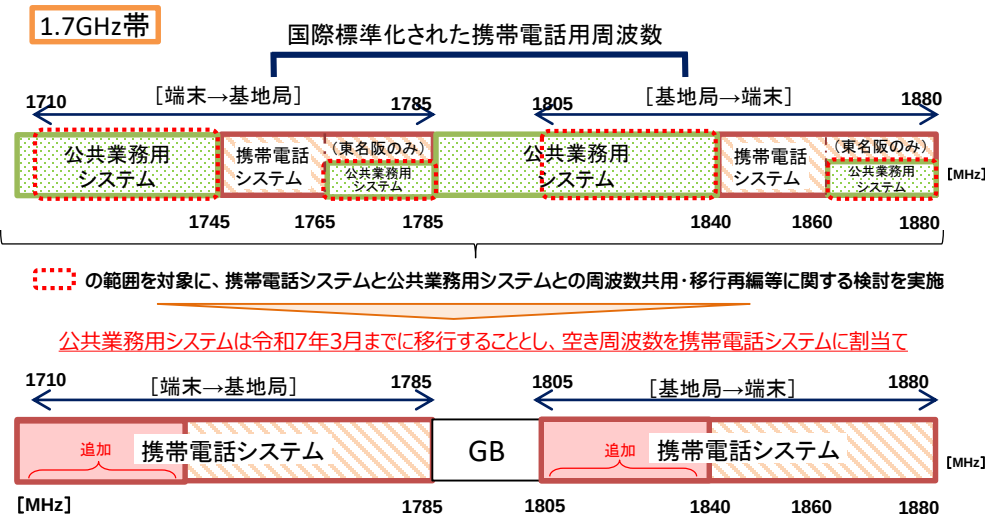
○ FM同期放送の導入に関する技術的条件の調査検討(実施期間:平成29年度～平成30年度)



- FMラジオ放送用周波数はひっ迫しており、新たな周波数の割当ては困難になりつつある。
- こうした課題に対応するため、同一番組を隣接する放送エリアで同一周波数により放送する「同期放送」技術を適用するための技術的条件を検討。
- 同期放送を実施する上で必要となる基準について、提言や定量的な値が得られた。

情報通信審議会においてFM同期放送の導入に係る技術的条件の検討を進め、令和元年度中に技術基準を策定予定。

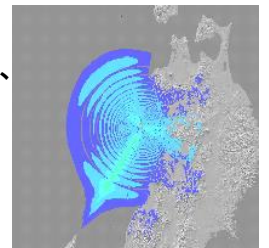
○ 1.7GHz帯等における携帯電話用周波数の確保のため技術的条件に関する調査検討 (実施期間:平成28年度～平成30年度)



- 1.7GHz帯等の周波数帯を携帯電話用周波数として確保するため、既存の公共業務用システムの電界強度実測調査・解析、既存無線システムと携帯電話システム(LTE-Advanced)の無線局間の干渉など影響評価及び周波数再編／移行とする際に必要となる見通し外通信のための電波伝搬測定等各種技術試験等を実施。

- 技術試験の成果の一部は、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会に提案し、1.7GHz帯携帯電話システムに追加割当てを行うための審議・検討に寄与。

- これをうけ、平成30年4月に新規参入する楽天を含む携帯事業者4社へ周波数を割当てた。



携帯電話システムと公共業務用システム間の干渉シミュレーション

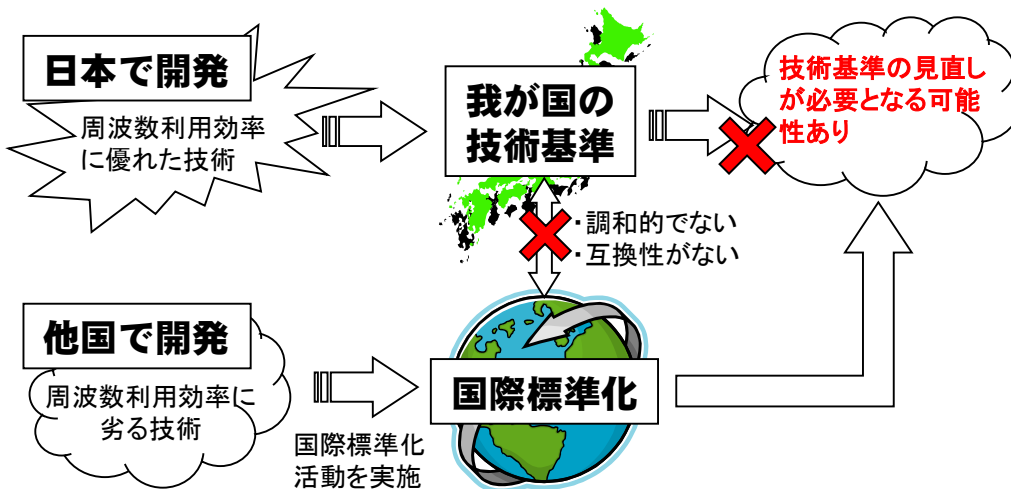
3 (3) 無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務

我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整を積極的・戦略的に実施し、ワイヤレス分野における国際標準化活動の一層の強化を図っています。

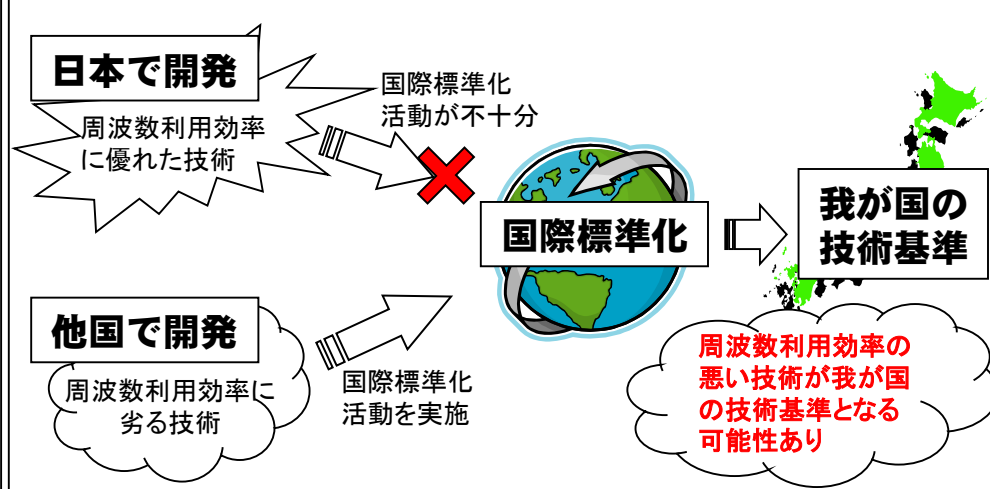
ワイヤレス分野における国際標準化活動の実施

【本施策を実施しなかった際の問題点】

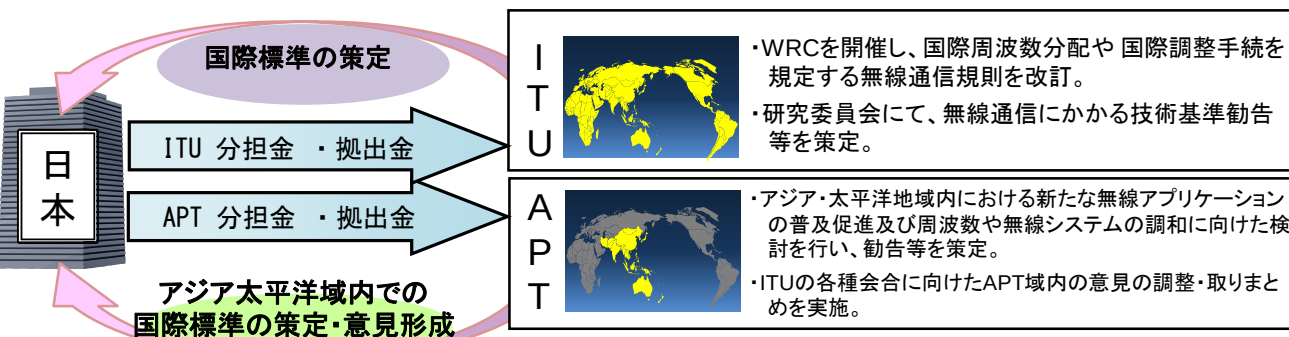
例1: 標準化活動を行わなかった場合



例2: 標準化活動が不十分であった場合



ITU及びAPTへの分担金・拠出金



【平成30年度の主な成果】

「406MHz帯を利用した次世代衛星のビーコン通信技術の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務」においてはEPIRB(非常用位置指示無線標識)-AIS(船舶自動識別装置)の2重アドレス問題に対し、日本及び米国からの提案がIMO(NCSR6)(国際海事機関(第6回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会))で承認され、AISのITU-R勧告改定案に追加された。また、我が国も周波数の有効利用につながる技術として実現を期待している、ガリレオ衛星のリターンリンクサービス機能搭載のEPIRBについて、IDにMMSI(海上移動業務識別)を使用できるように改定提案を行い、普及の促進を図った。

3 (4) 周波数の国際協調利用促進事業

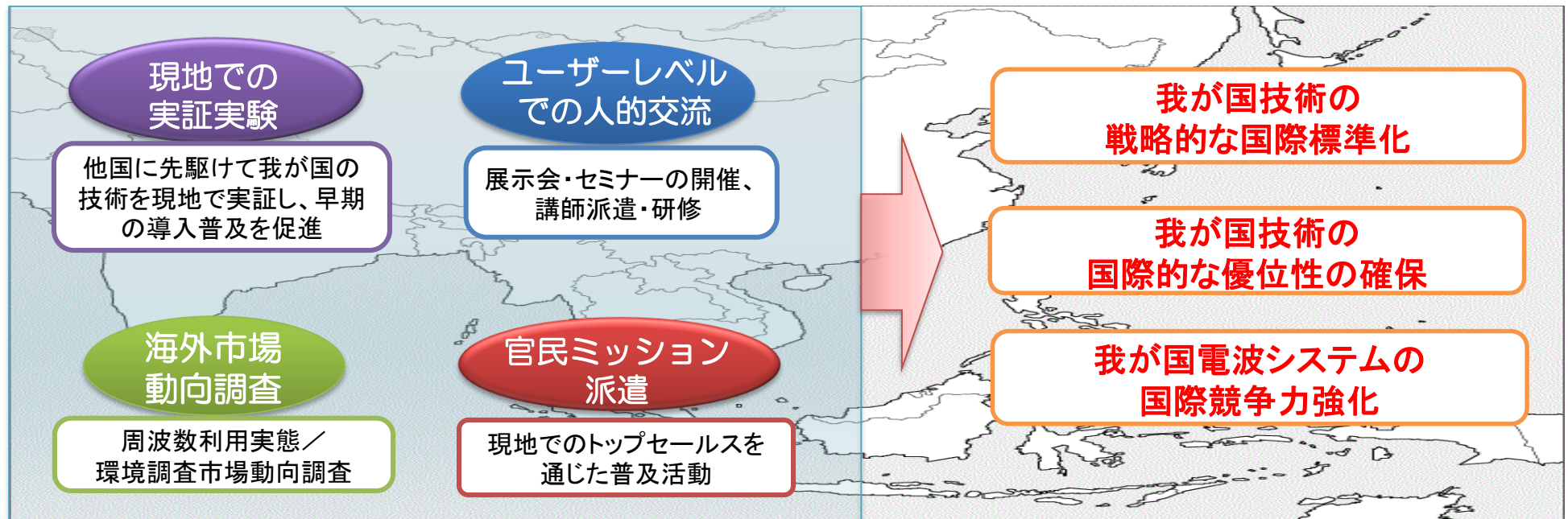
- 我が国が強みを有する電波システムの国際的な普及展開を通じ、我が国の技術的プレゼンスの向上、国際競争力の強化を推進。
- 特に、我が国で開発された周波数利用効率の高い無線技術等について、その国際的な優位性を確保するため、官民ミッションの派遣、人的交流、諸外国の市場動向調査、現地での実証実験等を実施。

【平成30年度の主な成果】

滑走路異物検知装置レーダについて、使用する周波数(90GHz帯)に関する共用条件等を国際標準化するため、技術的な諸元を含む寄与文書が、マレーシアから2018年11月開催の国際電気通信連合(ITU)無線通信部門の研究委員会に提出された。加えてICAOに対しても、寄与文書を入力している。

周波数利用効率の高い技術を用いた
我が国が強みを有する分野の

} 電波システムを戦略的に海外展開



4 電波の安全性に関する調査及び評価技術

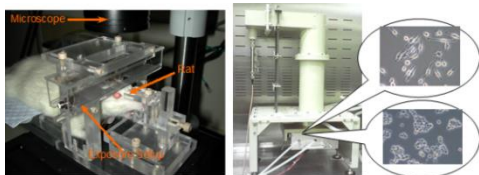
電波が人体等へ与える影響を調査し、科学的に解明することで、電波をより安心して安全に利用できる環境を整備することを目的として、平成30年度には、以下の調査等を実施しました。

1 生体への影響に関するリスク評価・電波の安全性に関する評価技術

電波の生物学的影響に関し、疫学調査、動物実験及び細胞実験や評価技術等の調査・研究をしています。

平成30年度は、前年度から継続して取り組む8課題に加えて、無線電力伝送（WPT）システム等での利用が想定されている中間周波における遺伝毒性に関する研究を開始しました。

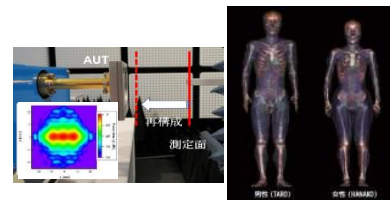
これらの調査・研究結果は、電波防護指針や国際ガイドライン策定のための基礎データとなるとともに、WHOによるリスク評価にも貢献していきます。



動物・細胞実験イメージ



疫学調査イメージ



評価技術イメージ

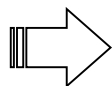
2 電波の医療機器等への影響に関する調査

携帯電話等の無線通信システムが、医療機器等に及ぼす影響を調査しています。

平成30年度は、携帯電話等が植込み型医療機器や在宅医療機器へ及ぼす影響について、調査を実施しました。



携帯電話・スマートフォン等



植込み型リードレス
心臓ペースメーカ、
皮下植込み型除細動器

植込み型医療機器



成人用人工呼吸器、
二相式気道陽圧ユニット
など

在宅医療機器

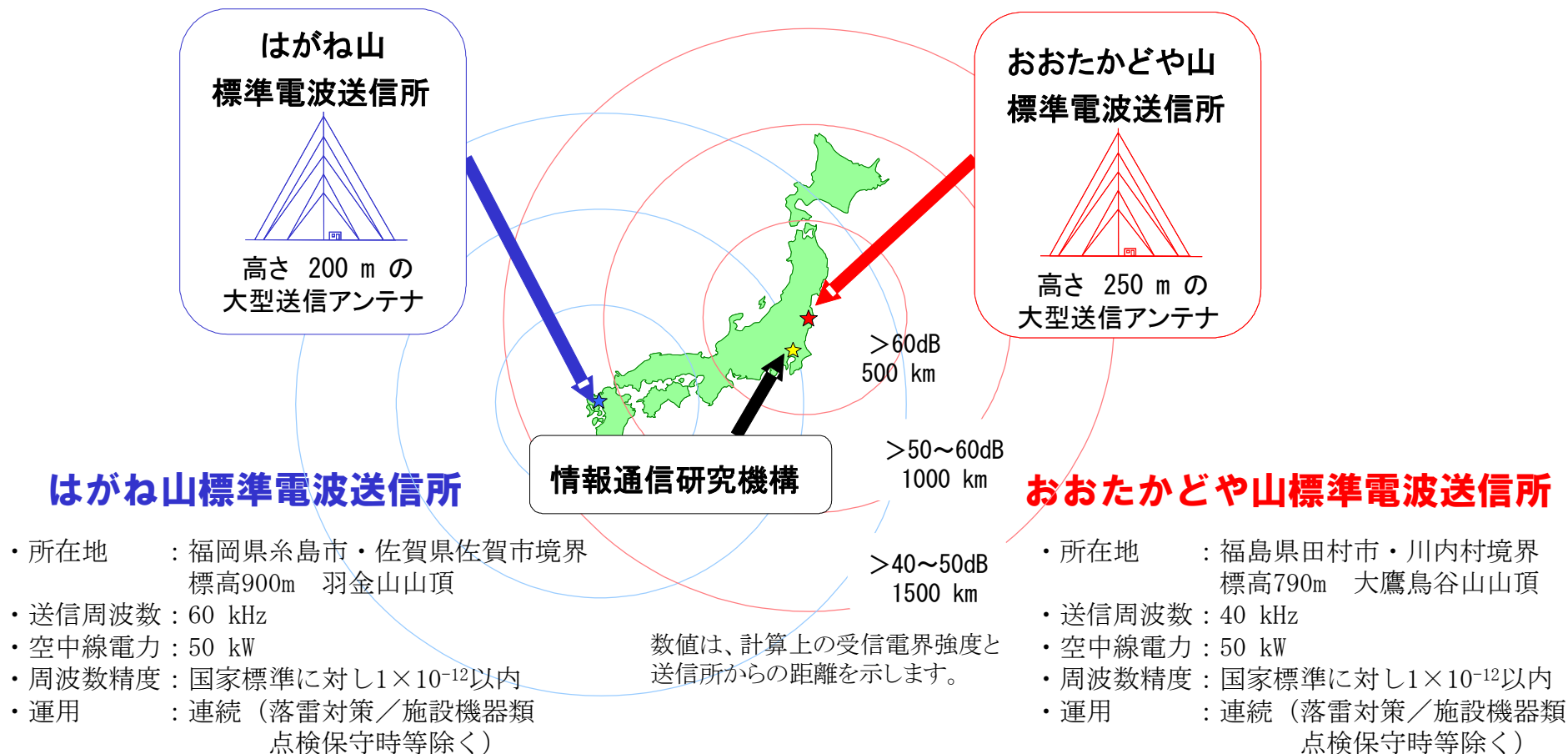
3 電波の安全性に関する国際動向調査等

電波の安全性に関する最新の科学的知見や規制動向等の調査を実施するほか、各機関等との意見交換等を行っています。

平成30年度は、米国国家毒性プログラム（NTP）の調査に関し、その検証のための国際共同調査の実施可能性に関する検討を実施したほか、5Gなどの新たな無線システムに関する国際規制動向調査を実施しました。

5 標準電波による無線局への高精度周波数の提供

無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波（標準電波）を発射する業務です。

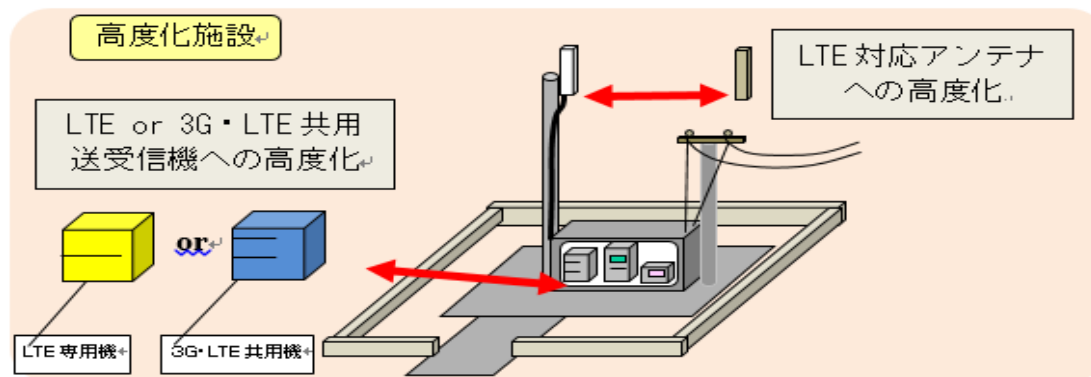
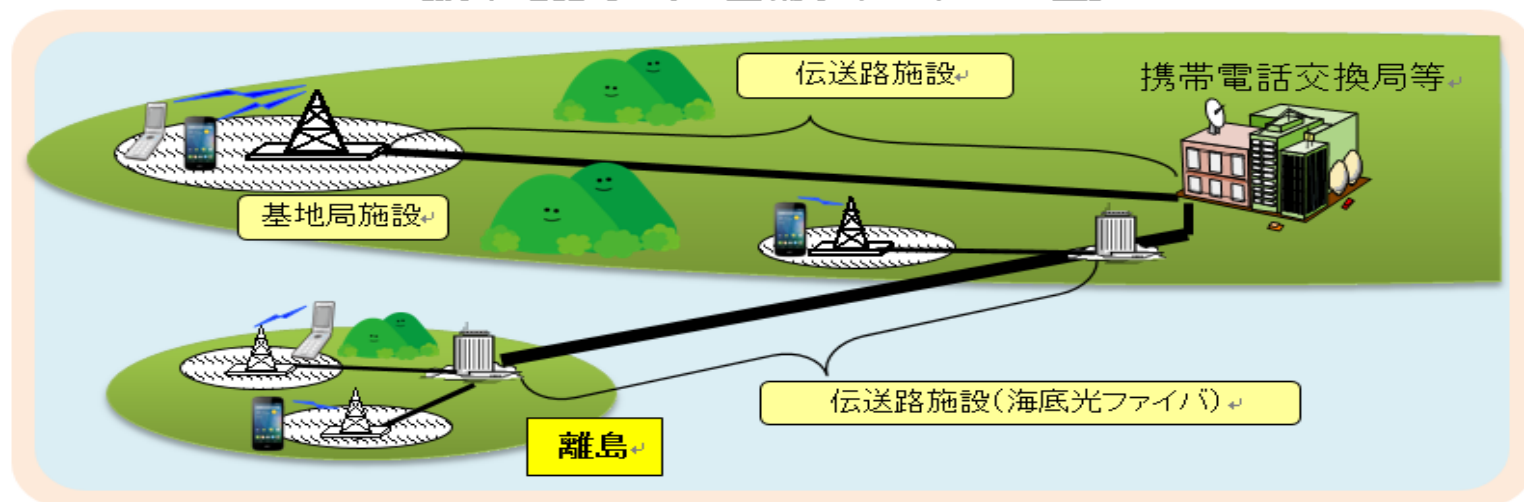


平成30年度には、上記2箇所の標準電波送信所の運営・維持にかかる費用等を支出しました。この電波によってデジタル通信には欠かせない無線局間での同期の確保等に寄与しています。また、この電波には我が国の標準時に関する情報も含まれており電波時計にも利用されています。

6 (1) 携帯電話等エリア整備事業

過疎地、離島等の地理的に条件不利な地域において、携帯電話等の不感エリアを解消するに当たって必要となる施設の整備費用や、LTE以降のシステムへの更改費用の一部を補助するものです。

【携帯電話等エリア整備事業のイメージ図】



平成30年度においては、基地局施設は46箇所、高度化施設は30箇所、伝送路施設（運用）は3箇所
で事業を実施し、新たに携帯電話を使用できる環境の整備を行いました。

6 (2) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

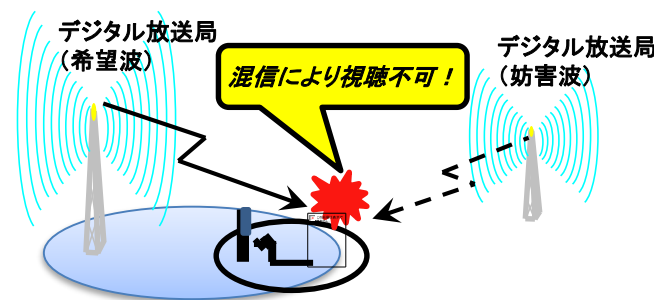
地上デジタル放送が良好に視聴できないため、暫定的に衛星を通じて番組を視聴している世帯等に対し、地域の番組が見られるようにするための対策などを実施しました。それにより、平成26年度末までに地上デジタル放送への完全移行を完了しました。

外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等における地上デジタル放送視聴環境の整備を支援するため、補助事業を実施しています。

平成30年度は247件の交付決定を行いました。

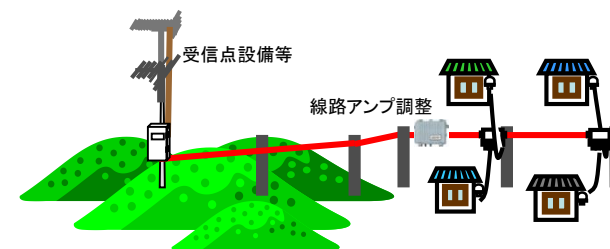
1 デジタル混信の解消

地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信を解消又は防止するための対策及びデジタル混信対策に係る受信相談・現地調査等を実施。



2 福島原発避難区域等における地上デジタル放送の視聴環境整備

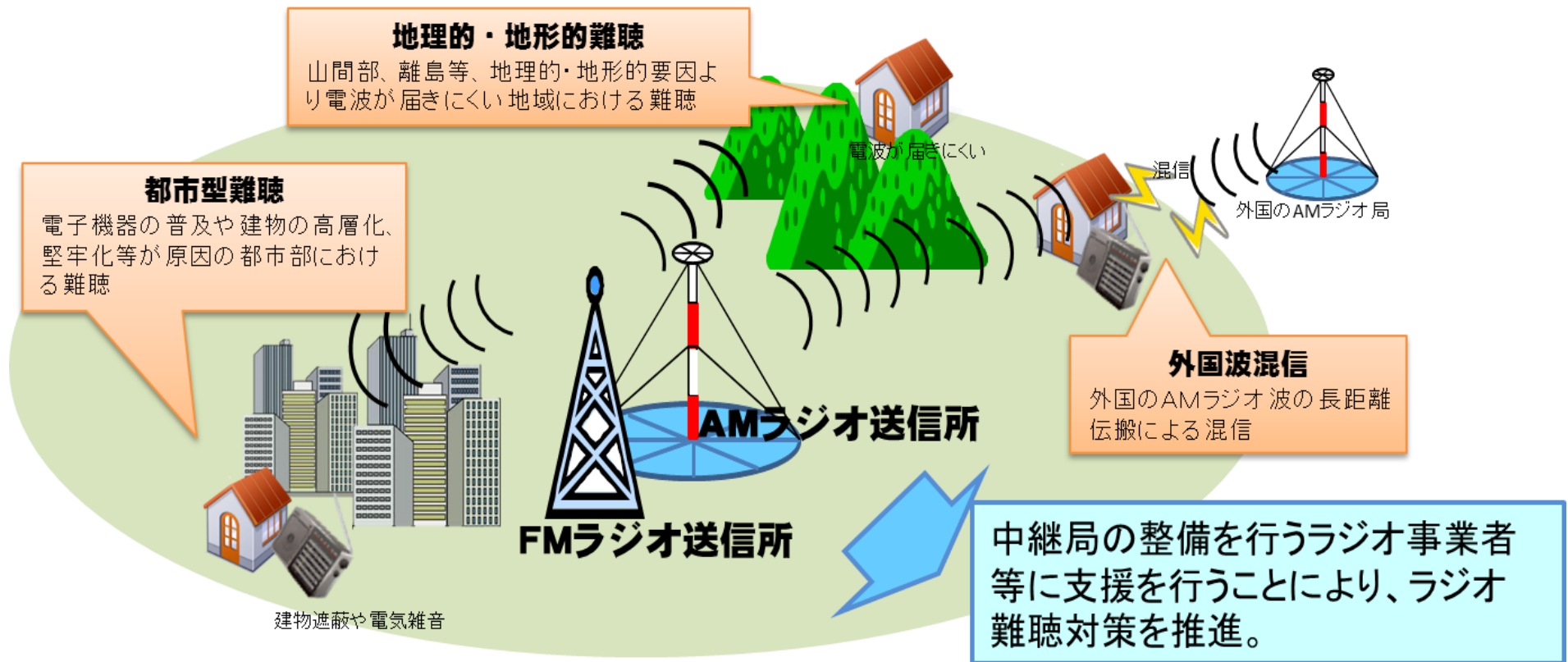
避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備する際に整備費用の一部を補助。



【共聴施設による視聴環境整備】

6 (3) 民放ラジオ難聴解消支援事業

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するものです。



平成30年度には、42件の補助金等の支出をしました。

6 (4) 衛星放送用受信環境整備事業

新4K8K衛星放送（平成30年12月1日開始）で用いられる中間周波数帯（2.2～3.2GHz）について、既存の他の無線サービスとの共用における懸念が指摘されています。

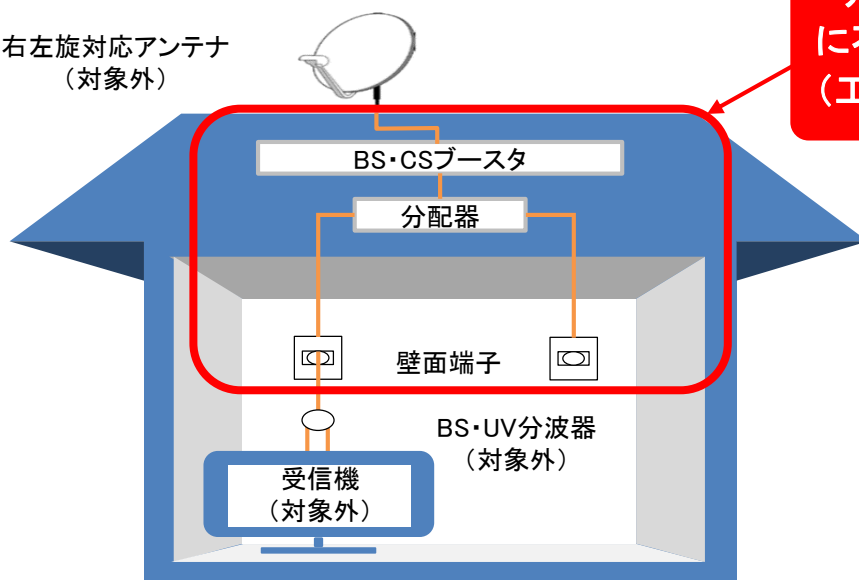
他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送用受信設備を改修し、適切な受信環境の整備を支援するため、平成30年度から補助事業を実施しています。

平成30年度は12.9億円を交付決定しました※（約3万世帯に交付予定）。

※ 一部事業において工事内容に変更が生じて年度内の工事完了が難しくなったことから、交付決定額を令和元年度に繰り越しています。

補助のイメージ図

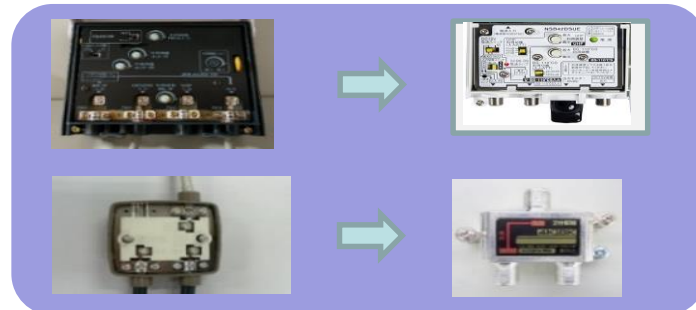
右左旋対応アンテナ
（対象外）



アンテナ出力から壁面端子の間にある技術基準に不適合となる機器を改修(交換)するための費用（工事費を含む）の一部を補助

すでに設置されている不適合品

適合品に改修(交換)



平成29年5月11日以前に設置されていることが必要

6 (5) 公衆無線LAN環境整備支援事業

- 防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助するものです。
- 平成30年度は、125団体に補助金の支出をしました。

ア 事業主体：財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ 対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の

①防災拠点：避難所・避難場所（学校、市民センター、公民館等）、官公署

②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園 等

ウ 補助対象：無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

エ 補助率：1／2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2／3）

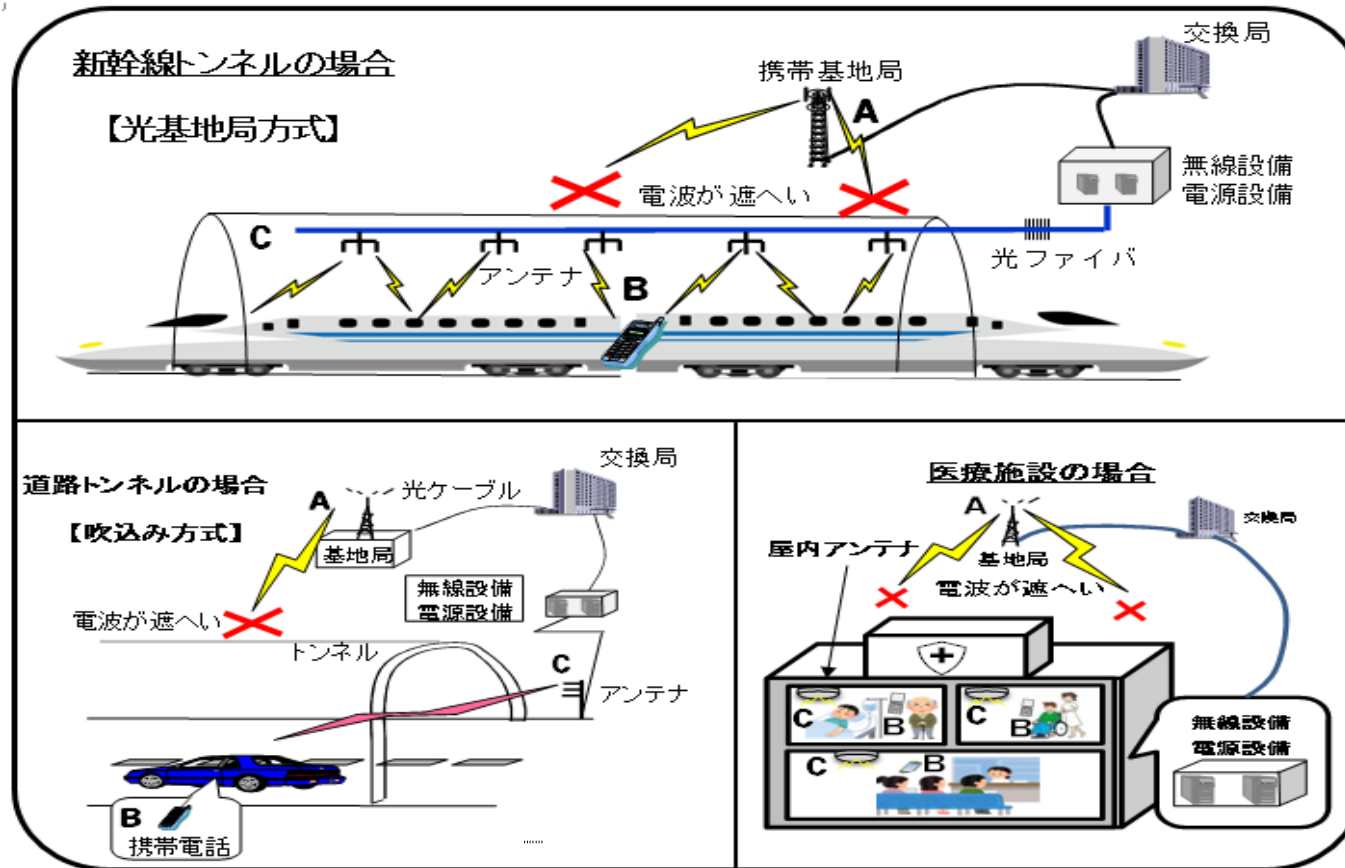
イメージ図



7 電波遮へい対策事業

鉄道・道路トンネルの中や医療施設内で電波が遮へいされる場所でも携帯電話等を利用可能とするに当たって必要となる中継施設などの整備費用の一部を補助するものです。

【電波遮へい対策事業のイメージ図】



注：無線局 A と無線局 B の間の電波が遮へいされるため、無線局 C を設置することにより、トンネル内等での通信を可能とする。

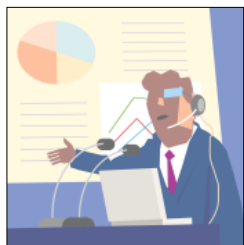
平成30年度においては、道路トンネルは17箇所、鉄道トンネルは18箇所、医療施設は4箇所事業を実施し、新たに携帯電話を使用できる環境の整備を行いました。

8 周波数の使用等に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加しており、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた活動の取組を行っています。平成30年度には、以下の活動を実施しました。

1 電波の安全性に関する情報提供

①全国各地での説明会の開催



平成30年度は
全国48箇所で開催し、
約2,975名が参加。

②説明資料の作成等



電波の安全性に
関する説明資料を
作成、配布。

③相談業務体制の充実



専門スタッフによる
電話相談業務を実施。
平成30年度の電話相談
件数は全国で732件。

2 電波適正利用推進員活動

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア（電波適正利用推進員）により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成30年度の主な活動実績は
周知啓発活動を4,616件。
混信等の相談・助言を214件。
総合通信局への情報提供等を87件。

9 IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成

多様な分野・業種における膨大な数のIoT機器の利活用、医療・救護活動等の非常用通信手段としての無線機器の利用、無線LANアクセスポイントの普及等を踏まえ、無線機器のユーザ等に求められる知見・技術を向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等の取組を行っています。平成30年度には、以下の活動を実施しました。

1. ユーザ企業等を対象としたIoT人材育成

①ユーザー企業等を対象とした講習会



平成30年度は全国27か所で開催し、約900名が参加。

②工場関係者を対象とした講習会



平成30年度は全国8か所で開催し、約240名が参加。

③若者を対象とした講習会・ハッカソン体験



平成30年度は全国9地域で開催し、約300名が参加。
(上毛新聞社様提供)

2. 医療・救護活動等の非常用通信システムの適正な利用

災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動における非常用通信システムの適正な利用に関する研修等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材の育成を実施しました。



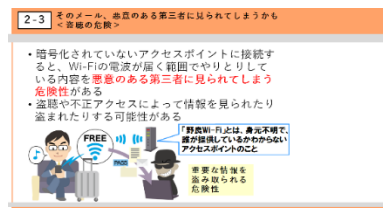
座学研修、実技研修を通じて、電波利用に関する知見・技術を習得。



研修において使用するテキストを作成。

3. 無線LANの能率的かつ安全な利用

公衆無線LANを利用する際のリスクや適切なセキュリティ対策の方法について、有識者が事例を通じて分かりやすく紹介する動画によるオンライン講座を開講する等、公衆無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発を実施しました。



オンライン講座を開講し、平成30年度は3,837名が受講登録。

10 電波利用料制度に係る企画・立案等

電波利用料制度を適切に運営していくため、電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討、電波利用共益事務を行うための予算要求や執行の管理、電波の利用状況の調査・公表、免許人の方々からの電波利用料の徴収等の業務を行いました。

1 電波利用料に係る制度の企画、立案、電波利用共益事務を行うための管理等

電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討や、電波利用料財源についての予算要求や執行の管理を行っています。

電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、今後3年間に必要とされる電波利用共益事務や費用の見積り、各無線局の料額算定に向けた各種調査などの企画、立案を行っています。電波利用料財源の予算については、毎年度、政府案を作成し、国会における審議を経て決定します。また、予算の成立後は、その予算に基づいて行われる電波利用共益事務が計画的かつ適切に行われるように執行の管理を行っています。

2 電波の利用状況の調査・公表

技術の進歩に応じた最適な電波の利用を実現するために必要な周波数の再配分に資するため、おおむね3年を周期として、周波数帯を3区分し、国、地方公共団体及び民間が開設している無線局について電波の利用状況の調査・公表を行っています。平成30年度は、3.4GHzを超える周波数を使用する無線局の電波の利用状況について、調査及び評価を実施しています。

3 電波利用料の徴収

免許人の方々から電波利用料を適切に納付いただくため、電波利用料債権の管理を行い、納入告知書等の送付や納付いただいた電波利用料の収納登記等の事務を実施しています。未納者に対しては、納付指導を行うほか、必要な場合には督促や差押えを実施しています。平成30年度の電波利用料の徴収については、99.98%の徴収率となっています。